

経済優先国を批判

建設現場では大工や左官、電気工などの職種の職種

建設石綿 最高裁判決

「国の責任を認め、早期の対応を促す」という判決は、建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

判決が最も重視したのは、国とメーカーが経済発展を優先するあまり、健康への影響を過小評価した点だ。石綿の危険性は1980年代には世界で指摘され始め、欧州では80年代に規制が導入された。しかし、日本では安価で耐火性に優れた石綿は、断熱材として広く建材に使われた。建設現場では大工や左官、電気工などの職種の職種

連帯責任 主要企業のみ

建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

「国の責任を認め、早期の対応を促す」という判決は、建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

判決	国の責任	メーカーの責任	「一人総務」への賠償	「一人総務」への賠償	原告側への賠償
梅津訴訟 東京高裁 2017年10月	○	○	○	○	×
東京訴訟 東京高裁 18年3月	○	×	○	○	○
京都訴訟 京都高裁 18年8月	○	○	○	○	○
大阪訴訟 大阪高裁 19年9月	○	○	○	○	○
最高裁 21年5月	○	○	○	○	×

早期救済へかじ

「原告の健康被害が深刻化して、できるだけ早く総務金を受けたい」という声も出てきた。判決は、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人総務」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

1941年	戦争で石綿の輸入が中断
49年	輸入再開
58年	国が石綿紡織工場労働者の健康調査結果をまとめる
72年	国が粉じん・排気装置の設置などを指導
75年	建設現場での石綿の吹き付け作業が原則禁止
89年	大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制
95年	含有率1%以上の石綿建材を扱う労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止
2004年	含有率0.1%以上の石綿製品の使用を原則禁止
05年	兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺で多数の住民の中間性肺がんが発見
06年	石綿建設被害救済法が施行
08年	東京・横浜の両地域に建設石綿訴訟が提起される。以降、各地で順次提訴
12年	石綿の使用を全面禁止
14年	大阪・京南地域の石綿紡織工場の元従業員らによる「京南石綿訴訟」で、最高裁が国の責任を認める判決
21年5月17日	建設石綿訴訟初の最高裁判決

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

「工場型」和解道半ば

石綿訴訟は、今回の「建設型」に先行して石綿紡織工場型で国の責任を認めた判決が2014年に確定している。国はその後、提訴した元従業員らに和解手続を勧誘したが、全面解決には至っていない。建設型の被害者は今後も増え、工場型と

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

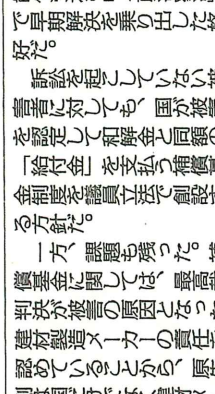
田園祭がある日に限らず、1と判断し救済した。一方、メーカーの責任は明確に残った。大阪高裁の審判は、市場シェアが約60%のメーカーの責任は「作業員が現場で働いた可能性が高い」とし、10以上のメーカーの連帯責任を認めた。これに対し、建設現場では大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。

判決は「一人親方」については個人事業主らへの国の責任を認め、作業員全体の約7割を占める一人親方は、現場では重要な職能だったが、一人親方は労働安全衛生法の保護対象と作業員と雇用関係がある労働者に限られる」として、原告側が健康被害を訴えることができたこと、政府・与党として責任を認め、与党PTと厚生労働省は原告側と集団訴訟の統一和解案について協議した。



建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。



建設現場での石綿の吹き付け作業が原因で、大気汚染防止法が改正され、工場外に排出される石綿の量を規制する。また、1%以上の石綿含有率の建材には、労働者に健康被害を及ぼすおそれがあるとして、含有率1%以上の石綿製品の使用を原則禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。また、石綿含有率0.1%以上の石綿製品の使用を禁止する。

石綿による疾病に係る労災保険給付などの支給決定件数

(単位：件)

年度	労災保険給付	特別遺族給付金	年度	労災保険給付	特別遺族給付金
～1979	19		2000	55	
1980	1		2001	55	
1981	2		2002	78	
1982	7		2003	123	
1983	4		2004	189	
1984	7		2005	721	
1985	11		2006	1,858	886
1986	14		2007	1,063	99
1987	10		2008	1,115	121
1988	10		2009	1,071	109
1989	19		2010	994	42
1990	16		2011	1,105	39
1991	18		2012	1,083	167
1992	23		2013	1,084	24
1993	21		2014	1,080	20
1994	21		2015	1,033	20
1995	23		2016	1,058	13
1996	27		2017	1,039	15
1997	22		2018	1,057	31
1998	42		2019	1,145	23
1999	42		計	17,365	1,609